

許可番号 01050004328

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目2番20号エコ計画浦和ビル

氏 名 株式会社エコ計画

代表取締役 井上綱隆



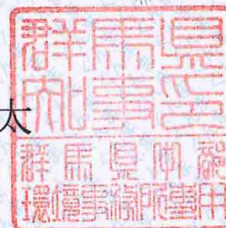
エコ計画

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 4年 9月29日

許可の有効期限

令和11年 9月28日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、⑤特）廃石綿等、⑥特）燃え殻、⑦特）汚泥、⑧特）廃油、⑨特）廃酸、⑩特）廃アルカリ、⑪特）鉍さい、⑫特）ばいじん（以上12種類）

※⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 5年 9月29日	新規許可
平成10年 9月29日	更新許可
平成15年 9月29日	更新許可
平成16年11月22日	変更許可
平成20年 9月29日	更新許可
平成27年 9月29日	更新許可
令和 4年 9月29日	更新許可

令和 5年12月25日 変更許可

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。

4 積替え許可の有無

有・☒無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

☒有・無

複写



エコ計画



本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「－」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉛	特) ばいじん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物		－		－	－	－	－	－
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		○		○	○	○	○	－
水銀又はその化合物		○		○	○	○	○	－
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		－		－	－	－	－	－
カルシウム又はその化合物	○	○		○	○	○	○	－
鉛又はその化合物	○	○		○	○	○	○	－
有機燐化合物		○		○	○			
六価クロム化合物	○	○		○	○	○	○	－
砒素又はその化合物	○	○		○	○	○	○	－
シアン化合物		○		○	○			
PCB		－		－	－			
トリクロロエチレン		○	○	○	○			
テトラクロロエチレン		○	○	○	○			
ジクロロメタン		○	○	○	○			
四塩化炭素		○	○	○	○			
1,2-ジクロロエタン		○	○	○	○			
1,1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,3-ジクロロプロペン		○	○	○	○			
チウラム		○		○	○			
シマジン		○		○	○			
チオベンカルブ		○		○	○			
ベンゼン		○	○	○	○			
セレン又はその化合物	○	○		○	○	○	○	－
1,4-ジオキサン		○	○	○	○		○	
ダイオキシン類	○	○		○	○		○	－

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。